

中野区教育委員会会議録

平成27年第2回臨時会

平成27年3月4日

中野区教育委員会

平成27年第2回中野区教育委員会臨時会

○日時

平成27年3月4日（水曜日）

開会 午後7時00分

閉会 午後7時21分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 大島 やよい

教育委員会教育長 田辺 裕子

○欠席委員

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

子ども教育部副参事（保育園・幼稚園担当） 古川 康司

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 片岡 和則

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

0人

○議題

1 議決案件

(1) 第13号議案 中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について

(2) 第14号議案 中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に係る意見について

(3) 第15号議案 中野区立幼稚園条例の一部改正手続について

2 報告事項

(1) 事務局報告

①子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方について（保育園・幼稚園担当）

○議事経過

午後 7 時 0 0 分開会

小林委員長

ただいまから、教育委員会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、渡邊委員が欠席です。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日の議決案件、第 15 号議案及び事務局報告に関連して、子ども教育部保育園・幼稚園担当古川副参事に出席を求めていますので、ご承知置きください。

<日程変更>

小林委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の議決案件、第 13 号議案は非公開での審議を予定していますので、日程の順序を変更して第 13 号議案の審議を日程の最後に行うものとし、また、本日の事務局報告は議決案件第 15 号議案と関連する内容となりますので、日程の順序を変更して、事務局報告を第 15 号議案の審議の前に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更して議決案件第 13 号議案の審議を日程の最後に行い、事務局報告を議決案件第 15 号議案の審議の前に行うことに決定いたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

小林委員長

議決案件、第 14 号議案、「中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第 14 号議案、「中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に係る意見について」、ご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、本年 1 月 23 日の第 3 回教育委員会定例会におきまして、区

長から意見を求められ、これに同意の議決をいただいたところでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定に係る意見についての内容でございましたが、このうちの一つの条例につきまして、その後区長から本年第1回区議会定例会に本件条例改正に係る議案が提出されまして、今度は区議会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項に基づき、本年2月27日付けでお手元の資料のとおり本件条例改正についての意見を求められましたので、教育委員会のご審議をいただきたくご提案するものでございます。

条例の改正内容でございますが、お手元の新旧対照表のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、引用条項の繰り上げがあったことに伴う規定の整備となっております。

内容につきましては新旧対照表のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

新旧対照表を見ますと、現行第24条の2第1項となっているところが第23条と変わるということのようなのですけれども、変わるという内容についての説明はあるのでしょうか。

小林委員長

子ども教育経営担当。

副参事（子ども教育経営担当）

現行第24条の2では、地方公共団体は条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか、又は全てを管理し、及び執行することとすることができるということで、こちらに記載のとおり、スポーツに関すること、文化に関することというものを設けているところでございます。

この法律につきましては、今般の地方教育行政の改革によりまして条文が、内容は変わらないのですけれども、第23条というところにずれていくということございまして、法律を引用している条例につきましても、改正の必要が生じたことでございます。

大島委員

ということは、ここで書かれている条文ではなく、別の条文がどこかで削除された部分があつて繰り上がったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

小林委員長

子ども教育経営担当。

副参事（子ども教育経営担当）

ご指摘のとおりでございます。

大島委員

そうしますと、どこか削除された分があつて繰り上がるというご説明でわかったのですが、そういう影響というのは、この条文だけでよろしいものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在、区として地方教育行政法の条文を引用している条例について、教育委員会の意見を議会として求めなくてはいけない条文については、本件の内容だけであるということでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第14号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<事務局報告>

小林委員長

続きまして、事務局報告「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方について」の報告をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方について」、ご報告をいたします。

先般ご報告いたしました、「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（案）」

につきまして、パブリック・コメント手続を実施いたしました。このたび、そのパブリック・コメント手続の結果を反映いたしまして、「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方」について、下記のとおり決定したので報告するものでございます。

まず、パブリック・コメント手続の実施結果でございます。意見の募集期間といたしましては、本年1月27日から2月16日まで募集を行ってございます。

意見の提出方法別の提出者でございますが、3人の方からファクシミリで意見をいただきました。

意見の概要といたしましては、3人の方ですが内容的には2点にまとめてございまして、こちらは保育園の保育料に関するご意見といったところで、区立幼稚園に関するご意見はございませんでした。

結果的に、今回提出された意見により修正した箇所とその理由は、なしでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、区立幼稚園に係る考え方の部分でございます。おめくりいただきました2番の(1)、イをごらんいただきたいと思います。イの(イ)のところでございますが、公私立幼稚園の利用者の負担の公平化の観点から、区立幼稚園の保育料も私立幼稚園等と同様の応能負担に改める。(ウ)といたしまして、現行の入園料につきましては、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられ、新制度では教育・保育に要する費用の対価として負担を求める費用は、所得に応じて区が定める保育料を毎月徴収することにより賄うことが基本とされている。このことから、区立幼稚園の入園料については廃止するという考え方を持ってございまして、こちらは案の状態のときと変更のないものでございます。

以上の考え方をもちまして、今回新制度における保育料等の考え方の中で、区立幼稚園に関する保育料も、考え方をまとめさせていただいているものでございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

内容ではないのですが、このパブリック・コメントの3名というのは、大体こういうものなのですか。

小林委員長

保育園・幼稚園担当。

副参事（保育園・幼稚園担当）

昨年度は、保育園の保育料単体で見直しを行ったことはございまして、そのときはパブリック・コメントではもう少し多くのご意見をいただいていたと思います。

ただ逆に、昨年度の場合はこのパブリック・コメント前段で意見交換会も実施しているのですが、意見交換会での意見は少なく、パブリック・コメントのほうが少し多かった。今回は意見交換会のほうが多くて、パブリック・コメントが少なかったという傾向が今回はあったと認識してございます。

田中委員

それでは、十分意見を吸い上げていただいた上での決定ということですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今回パブリック・コメントに先立ちまして、意見交換会を行った際には新制度に関する制度がこう変わりますということも、意見交換会の中ではパワーポイント等を使用しまして、この保育料の考え方と併せて丁寧にご説明はさせていただいたと思っております。

本来でしたらパブリック・コメントで意見をおっしゃりたかった方も、そこで一定程度のご理解をいただけたという気持ちでおります。

田中委員

ありがとうございます。

小林委員長

ほかにご質問、ご発言がございますでしょうか。

大島委員

そうしますと、パブリック・コメントの手続による意見も出されてはいますけれども、それほど全体として否定するというような意見ではなかったと捉えているのでしょうか。

小林委員長

保育園・幼稚園担当。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今回パブリック・コメントは、内容的には2点のご意見というところがございまして、1点目に関しましては保育園の保育料と負担の割合がどうかというご意見でございました。

これは、今回の新制度に当たっての検討項目ではなく、もう1歩先の検討項目というところもございまして、今回の保育料の考え方では、基本的に大きな変更をもたらすものではないということと、2点目は、これも保育園ですけれども、保育短時間認定の延長保

育料の考え方ということで、私立保育園の保育料も区が決めてほしいというような話でしたが、こちらは回答にも書いてございますが、自主事業ということもございまして、私立保育園が定めるものといったようなところで、この考え方の中でも、区を参考にしながら私立保育園が定めますということで考え方を示してございますので、こういった考え方でいけば、基本的な新制度における保育料等の考え方に関しては、おおむねご理解いただいているものと踏まえてございます。

<議決案件>

小林委員長

では、よろしいでしょうか。

それでは、事務局報告につきましては以上といたしまして、続きまして、第15号議案、「中野区立幼稚園条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは第15号議案、「中野区立幼稚園条例の一部改正手続について」、ご説明をいたします。

提案理由といたしましては、「子ども・子育て支援法の施行に伴い、入園料を廃止するとともに、保育料の算定方法を改める必要がある」といったものでございます。

参考に、新旧対照表をお付けしてございます。別紙をごらんいただきたいと思います。右が現行で、左が改正案となっております。第2条で入園料及び保育料となっております。これを、入園料を削除いたします。それから第2条の区立幼稚園の保育料でございすけれども、おめくりいただきますと、第2条関係ということで別表を用意させていただきますが、現行1人当たり年額13万6,200円の保育料であるものを、各月ということで所得に応じて、別表のとおり保育料のご負担をお願いするという改正になってございます。

それから第2条の第2項に関しましては、これは複数のお子様が小学校3年生以下にいらっしゃる場合に保育料を軽減するといった内容の規定をしているところでございまして、第2項の第1号の中で、先ほどおめくりいただきましたC3、一番所得の高い世帯でございすますが、こちらに小学校3年生以下のお子さんが2人いらっしゃる場合、2人目の保育料に関しまして850円といった保育料の設定をしているものでございます。

また第2号といたしましては、もし3人目のお子さんがいらっしゃる場合でございすますが、そこは無料の保育料にするといった内容でございす。

それから第3項に関しましては、前項における最年長の児童が2人以上いる場合の取り扱いでございまして、これは例えば双子のお子さんがいらっしゃる場合に数え方をどうするかといったこととございまして、そういったさまざまなパターンが想定されますので、適切な軽減措置が図れるように、条例外で定めてまいりたいといった内容でございます。

それから第3条に関しましては、入園料及び保育料は、還付しないといった表記から、入園料を削除したといったところでございます。

それからこの条例に関しましては、平成27年4月1日から施行する、それからもう一つ附則で、今回この別表の規定でございますけれども、平成27年4月以降の保育料について適用するというところでございます。

改正内容といたしましては、以上でございます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

今出た双子が想定されるというところですが、ここにある教育委員会が別に定めるということは、具体的にはこういう会議でその都度決めるということになるのですか。それとも、事務局でその都度判定するということなのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

この会議で定めるものではなく、こちらの事務局で基準をもって、こういった序列で軽減措置を行うということ、条例ではないところで定めていくといった内容でございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

この改正案の第3条で、保育料を還付しないけれども、「ただし、教育委員会が認めたときは、この限りではない」というものがあるのですが、これはどんなことが想定されるのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

あまり事例はないと思っておりますが、イレギュラーなときには教育委員会にお諮りをして、還付の手続をとるといった内容だと思います。

例えば、施設を閉鎖するとかそういった場合が想定されると思いますが、通常は還付はないと考えてございます。

小林委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により、採決を行います。

ただいま上程中の第 15 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

保育園・幼稚園担当、古川副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞ、ご退室ください。

続きまして、議決案件、第 13 号議案、「中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について」を上程いたします。

ここでお諮りをいたします。

本件は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 号第 6 項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

(以下、非公開)

小林委員長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第 2 回臨時会を閉じます。

午後 7 時 21 分閉会